

資料1

自治体の関与について

平成21年3月26日

■ 「新gTLD申請ガイドライン」案(2008年10月、2009年2月改訂)

- 都道府県名等の地理的名称の申請については、「支持がある」か、「反対がない」ことを示す、関連する政府の文書(例えば、市町村長や都道府県知事及び総務大臣の署名入文書等)が必須

【署名入り文書が必要な地理的名称】

- ① ISO3166-1※1にリストされている国名又は領域名(その一部分や短縮名を含む、全ての言語)
- ② ISO3166-2※2にリストされている州名、県名(完全一致)
- ③ 首都名(全ての言語)
- ④ 市名(申請者が市の名前であると宣言した場合)
- ⑤ 大陸や国連の領域名(World, Asia, Eastern Asia等)

※1 日本の場合、「日本」が登録されている(日本, Japan, JPN, JP, 392)

※2 日本の場合、47都道府県が登録されている(東京都=JP-13等)

- 地理的名称にかかる異議申し立ては、Community Objectionとして対応
- 複数の事業者の参入希望については、その国内で調整する必要がある

各自治体の対応とgTLDの創設

自治体の対応	支持	反対しない	反対	関与しない
都道府県名 (首都名も含む)	ICANNでの審査において問題がなければ、その事業者の運営によるgTLDが創設される	左同	gTLD申請そのものが不可能	gTLD申請そのものが不可能 (注)国が推薦状を出せば、申請することも可能
市区町村名	同上	同上	事業者はオープンベースのTLDとして申請することが可能 その申請に対して、ICANNに対して反対意見を提出した場合、そのTLDが創設されるか否かはICANNの判断による	申請者はオープンベースのTLDとしてICANNに申請することが可能 結果的にそのgTLDが創設される (注)国が推薦状を出せば、コミュニティベースのgTLDとして申請することも可能
行政区域名 以外	同上	同上	申請者はオープンベースのTLDとしても、コミュニティベースのTLDとしても、ICANNに申請することが可能 その申請に対して、ICANNに対して反対意見を提出した場合、そのTLDが創設されるか否かはICANNの判断による	申請者はオープンベースのTLDとしても、コミュニティベースのTLDとしても、ICANNに申請することが可能 結果的にそのgTLDが創設される